

九州大学CEOクラブ会則

(設立目的)

第1条 九州大学CEOクラブ（以下「CEOクラブ」という。）は、CEOクラブの会員（以下「CEOクラブ会員」という。）のネットワーク拡大・強化に寄与する組織として、また、CEOクラブ会員による九州大学の支援組織として設立する。

(連携・協力)

第2条 CEOクラブと九州大学は、同大学の教育研究活動の活性化、創業支援、学生の就職支援等に資する事業を実施し、当該事業を通じ、九州大学のみならずCEOクラブ会員の企業の発展に繋げるため、双方で連携・協力する。

(会員資格)

第3条 CEOクラブ会員として加入できる者は、九州大学の同窓生であって、原則として企業のCEO（chief executive officer）である者とする。

2 前項の企業の条件は、次条の申込時点において、従業員数が10名以上であり、かつ、創業後3年以上経過していることとする。ただし、CEOクラブ会員からの推薦があった場合は、この限りでは無い。

3 前項ただし書の推薦があった場合は、第11条の運営委員会において審議の上、加入の認否を行う。

4 前項の審議の結果、加入を認めた場合は、運営委員会は第10条の総会に報告するものとする。

5 第1項及び第2項に該当していた者は、名誉会員としてCEOクラブへ加入することができる。

(会員)

第4条 CEOクラブ会員（名誉会員を含む。以下同じ。）の資格を有する者は、会長宛に入会の申込みを行うとともに第12条の会費を納入することにより、会員となることができる。

(退会)

第5条 退会を希望するCEOクラブ会員は、第7条の会長に退会届を提出するものとする。

2 会員が、死亡したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第6条 CEOクラブ会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、運営委員会の議決によって当該会員を除名することができる。

(1) CEOクラブの名誉を傷つけ、又は同会の秩序を乱す行為をしたとき。

(2) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会長)

第7条 CEOクラブに会長を置き、九州大学総長をもって充てる。

2 会長は、CEOクラブを主宰する。

(会計監事)

第8条 CEOクラブに会計監事を置く。

2 会計監事は、年会費の収支について監査を行う。

3 会計監事は、会長が指名する。

(幹事)

第9条 CEOクラブに幹事を置くことができる。

2 幹事は、事業運営について会長の指示を受け企画・調整等を行う。

3 幹事は、会長が指名する。

(総会)

第10条 CEOクラブ総会を原則として年2回開催する。

2 前項の開催場所は福岡又は東京とし、原則として交互に開催する。

3 CEOクラブ総会の開催時において会長が不在の場合は、会長があらかじめ指名した者が代理で議長を務める。

(運営委員会等)

第11条 CEOクラブに、具体的な運営等に関し審議を行うため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の委員は、次に掲げる者のうちから会長が指名し、総会で報告する。

(1) CEOクラブ会員の自薦または他薦を受けた同会員

(2) 九州大学の役員

3 前項第1号の委員を会長が指名する場合は、あらかじめ運営委員会の承認を経るものとする。

4 運営委員会の委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

5 運営委員会にイベント委員会を置く。

6 前項の委員会の任務は、次に掲げるとおりとする。

イベント委員会 CEOクラブで実施する総会及び具体的な事業の検討

(会費)

第12条 CEOクラブは会費をもって運営する。

2 会費は、次のとおりとする。

(1) 年会費 3万円

(2) 総会参加費 1万円(来場型総会・懇親会(以下「総会等」という。)の開催毎)

3 年会費及び総会参加費の主な使用目的は、次のとおりとする。

- (1) 年会費 事業運営のため
- (2) 総会参加費 総会等開催のため

4 会費に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計監査)

第13条 会費の収支については監査を行い、その結果は、CEOクラブ総会に報告する。

(会計年度)

第14条 会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

(事務局)

第15条 CEOクラブの事務局を九州大学総務部同窓生・基金課内に置く。

2 九州大学の教育研究等に関するCEOクラブ会員からの照会については、同窓生・基金課が窓口となり、関係の部署へ取り次ぐ。

(会則改正)

第16条 この会則の改正は運営委員会で審議し、委員の合議により決する。

2 前項の規定による改正後の会則は、総会に報告する。

3 第1項の規定にかかわらず、運営委員会が重要事項の改正と認めた場合は、総会で当該改正について審議する。

(補則)

第17条 この会則に定めるもののほか、CEOクラブの運営等に関する事項については、運営委員会の議を経て会長が定める。

附 則

1 この会則は、2019年2月22日から施行する。

2 この会則施行の際に運営委員会の委員となっている者の任期は、第11条第4項の規定に関わらず、会長が定める日までとする。

附 則

この会則は、2019年5月28日から施行する。

附 則

この会則は、2019年9月13日から施行する。

附 則

この会則は、2020年1月16日から施行する。

附 則

この会則は、2021年4月1日から施行する。